

新・ゴルフ“ゴルフ趣味レーション”ファンド

リスクについての説明

「新・ゴルフ“ゴルフ趣味レーション”ファンド」(以下、「本匿名組合契約」といいます。)の取扱者である山口ソーシャルファイナンス株式会社より、本匿名組合契約のリスクについて、次のとおりご説明いたします。

本書面において取扱者とは山口ソーシャルファイナンス株式会社(山口県山口市佐山 3 番 20 号)のことを言い、営業者とは株式会社エヌ・エス・エイ研究所(山口県宇部市あすとぴあ 4 丁目 2-15)のことを言います。

1. 匿名組合契約に係るリスク

本匿名組合契約において出資金は営業者の財産となり、本匿名組合契約に基づいて匿名組合員が受領する金銭は営業者の売上金額に基づいて算出された分配金のみとなります。そのため、本匿名組合契約が終了した場合においても、当該分配金額とは別に出資金の返還を受けることはできません。

また、本匿名組合契約においては各匿名組合員の出資金の元本は保証されておらず、出資金の元本欠損が生ずる場合があります。

2. 取扱者及び営業者の業務又は財産の状況の変化によるリスク

本匿名組合契約においては、取扱者及び営業者の業務又は財産の状況の変化等を直接の原因として損失が生じる恐れがあります。

このリスクの中には、出資金の元本欠損のリスク、営業者の信用リスク、取扱者の信用リスク、原材料の生産及び調達リスク、販売リスク、販売先の信用リスク、経営陣の不測の事態に係るリスク、本匿名組合契約未成立のリスク、資金調達のリスク、資金繰りが悪化するリスク、債務超過のリスク、匿名組合出資金の送金及び使用に関するリスク、事実の調査に関するリスク、特典の進呈の不可、及び変更のリスク、大地震等の自然災害リスク、風評被害によるリスク、訴訟等に関するリスク、生産に関するリスク、クレジットカード会社の信用リスク、火災が発生するリスク、新規事業に伴うリスク、新商品開発に伴うリスク、事業遂行体制を擁立出来ないリスク、製品事故が生じるリスク、税制が変更されるリスク、情報が正確でないリスク、販路拡大に伴うリスク、業態を変更するリスク、品質の劣化に伴うリスク、法律が変更されるリスクがあります。

これらのリスクにより営業者の財産が毀損され、または売上が減少するなどし営業状況が著しく悪化することにより分配金の支払いが不能となり、または遅延する恐れが発生します。

3. 本匿名組合契約譲渡の制限に関するリスク

本匿名組合契約を取引する市場および匿名組合員である立場を取引する市場は現時点では存在しません。また、本匿名組合契約に基づき匿名組合員としての権利及び義務の全部又は一部を第三者へ譲渡することは制限されます。